

社会福祉法人北見福祉会 理事・監事・評議員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人北見福祉会（以下「本会」という。）の定款第8条及び第21条、並びに定款施行細則第37条に基づき、本会の理事、監事、評議員、並びに評議員選任・解任委員（以下「役員・評議員等」という。）の報酬に関する事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 報酬は、本会と委任関係にある役員・評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会等への出席報酬)

第3条 本会の役員・評議員等が本会の理事会・評議員会に出席したとき、及び本会の行事等に業務として出席したときは、別表1により報酬を支払う。

(重複支給の防止)

第4条 この規程に基づく報酬は、同一日における本会業務への重複出席に対しても1回限りの支給とする。

(報酬の支給)

第5条 報酬は現金により本人に支給するものとするが、本会の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員・評議員等に対しては支給しない。

2 報酬の支給日は、第3条による支払事由の発生した日とする。

(改正)

第6条 本規程の改正は、評議員会の決議を経なければならない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1 報酬（第3条関係）

名 称	報酬日額（交通費込）
理事長	7,500円
理事・監事	6,500円
評 議 員	6,500円
評議員選任・解任委員	6,500円